

しらさぎ台まちづくり活動センター利用心得

しらさぎ台まちづくり活動センター（以下、センター）の利用が許可された者（以下、利用者）は、以下に課す事項を遵守しなければならない。

1. 利用希望者は、所定の方法により、使用3日前までに申込み手続きを行うこと。但し、予約は1ヶ月前からとする。
2. 利用申込みが競合した場合は、①市役所、②自治会行事、③団地住民、④その他、の優先順とする。
3. 未成年者が利用する場合は、保護者が責任者となり、同席すること。
4. 利用者は、「センター利用料金」に基づき利用料金を納めること。
5. 予約取消しは、前日までに管理人に連絡すること。連絡があった場合は、前納された料金は返却する。
6. 利用者は、管理人の指示に従うとともに、以下の事項を遵守すること。
 - (1) 目的以外の利用や利用者の転貸しを禁ずる。
 - (2) 火災予防には万全を期すこと。
 - (3) 設備、什器備品等の取扱いに注意し、その保全に努めること。
 - (4) 机、椅子、資器材等は、利用後必ず収納庫に収納すること。
 - (5) 酒食を伴う場合は、予め管理責任者の許可を受けること。
 - (6) 炊飯機材等の火気用具は持込みを禁ずる。
 - (7) 利用後は、利用場所（トイレを含む）の清掃を必ず行うこと。
 - (8) 公序良俗に反する行為を禁止し、他人に迷惑をかけること。
 - (9) 利用者は、利用中に出的ゴミは必ず持ち帰ること。
 - (10) センター内は禁煙とする。
7. 利用者は、以下の事項を確認したのち、退場するとともに管理人又は所定の場所に鍵を返却すること。
 - (1) 窓、扉の施錠が完全にできているか。
 - (2) ガスの元栓（建物の内外）、電源の完全な処置がなされているか。
 - (3) 玄関（最終出口）の施錠が完全にできているか。
8. センターの利用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。
9. センターの休館日は、原則として1月1日から1月3日まで、8月12日から8月15日まで及び12月29日から12月31日までとする。

10. センター内での土足は厳禁とする。